

経営・労務に役立つ・・・

# Monthly Topics



発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL 03-6205-5405  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階  
<http://www.deguchi-office.com/>  
バックナンバー <http://www.deguchi-office.com/blog/>

2017年（平成29年）9月号 No.102

## ◆ お知らせ ◆

### 平成29年9月分保険料(10月納付分)から、厚生年金の保険料率が変わります。

今回、改定された厚生年金の保険料率は「平成29年9月分（同年10月納付分）から」の保険料を計算する際の基礎となります。

現行	平成29年9月分～
18.182%	18.300%

### ■平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました！

中央最低賃金審議会において、平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

【都道府県】	【金額】(平成28年度)	【都道府県】	【金額】(平成28年度)
宮城	772 (748)	愛知	871 (845)
福島	748 (726)	三重	820 (795)
茨城	796 (771)	大阪	909 (883)
栃木	800 (775)	兵庫	844 (819)
埼玉	871 (845)	和歌山	777 (753)
千葉	868 (842)	鳥取	738 (715)
東京	958 (932)	島根	740 (718)
新潟	778 (753)	岡山	781 (757)
富山	795 (770)	広島	818 (793)
石川	781 (757)	山口	777 (753)
福井	778 (754)	徳島	740 (716)
山梨		香川	766 (742)
長野	795 (770)	愛媛	739 (717)
岐阜	800 (776)	福岡	789 (765)
静岡	832 (807)	佐賀	737 (715)



(単位は円、適用は10月より)

平成29年9月11日以降に最低賃金額改定の官報公示が行われる都道府県に関しましては、順次厚生労働省で公表される予定です。

来月号のNEWSにて全都道府県の確定したものをご紹介します。

## ■ 育児休業を2歳まで延長できる対象となる人は？

Q.

法改正で10月から育児休業の期間は「2歳まで」に延長されるようになるという話を聞きました。現在、育児休業中の社員も2歳まで育児休業を延長して、育児休業給付金を受給することができるのでしょうか？

A. 2歳まで育児休業を延長できるのは保育所に入所できないなど特別な事情がある場合に限られます。現在すでに育児休業中の社員については、子どもが平成28年3月31日以降生まれで、保育所に入れないなどの状態であれば、2歳まで延長して育児休業給付を受けることができます。

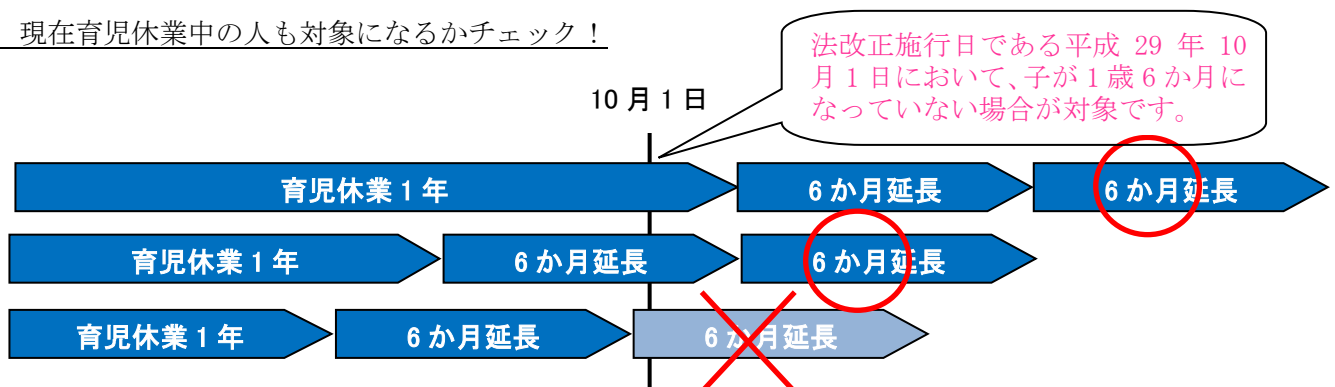
### ◆ 2歳になるまで育児休業が可能に

現在の制度では、育児休業を延長できる期間は、子どもが「1歳6か月」に達するまでとなっています。しかし、保育所に入りやすいのは一般的に年度初めの4月で、それ以外の時期は入所が難しいという地域も多いです。そのため、子どもの誕生月によっては、6か月延長しても入所することができず、離職を余儀なくされるケースがあります。そこで、こうした人を救済するための措置として育児介護休業法が改正され、10月1日以降は最長で2歳になるまで育児休業が延長できるようになります。これに合わせて、雇用保険の育児休業給付も最長で2歳になるまで支給されます。

### ◆ 現在育児休業中の人も対象

今回の法改正の対象となるのは、10月1日以降に育児休業を開始する人だけでなく、現在育児休業中の人も含まれます。具体的には下図の通りです。

現在育児休業中の人も対象になるかチェック！



対象となるのは、平成28年3月31日以降生まれの子どもで、下記のような事情がある場合です。

育児休業を延長できる事情

- ◆ 保育所に申し込んでいるが入所できないとき
- ◆ 子の養育をおこなう予定の配偶者が、①死亡したとき、②負傷、障害などにより子の養育が困難になったとき、③婚姻の解消などで子と同居しなくなったとき、④産前産後休業期間に入るとき

### ◆ 給付金の延長には証明が必要

1回目（1歳6か月まで）の延長、2回目（2歳まで）の延長それぞれ申請手続きが必要です。また延長を申請するたびに、事実を証明する書類を添付しなければなりません。具体的には、自治体から発行される「（保育所入所の）不承諾通知」などが必要となります。

## ■ 【改正個人情報保護法】 求職者に対して健康状態を聞いてもいい？

Q. 今年の5月から個人情報保護法が全面改正され、本人の同意なしには取得できない要配慮個人情報というのが新たに設けられたと聞きました。その中に「病歴」が含まれているのが気になります。求職者に対して面接で健康状態を尋ねることに影響はありますか？



A.

結論から言えば、採用予定者に対する面接で健康状態（メンタルヘルス含む）を聞くことは、今まで通り可能です。

会社が採用活動をする上で、採用予定者の既往歴などを調査し、「業務に従事できるだけの健康状態」を確認することは、業務上当然必要な行為として認められています（労働安全衛生法43条「雇入時の健康診断」）。



たしかに、改正個人情報保護法によって「要配慮個人情報」が定義され、「人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報」などが**本人の同意なしでは**取得・第三者提供が禁じられました。これは採用予定者に対しても適用されるルールです。

そこで、既往歴を尋ねるにあたって「同意が必要か」という点が気になるところかと思いますが、今回の改正に絡んで「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」という通達が出されており、「事業者が法令に基づき、労働者の健康診断の結果を取得又は第三者に提供する場合には、本人の同意は必要ない」と確認されています。

つまり、上記労働安全衛生法によって認められている以上、基本的に同意は必要なく、これまで通り、健康診断や面接を通じて求職者の健康状態を確認して構いません。

ただし、いくら法令上認められているとはいえ、民事上のトラブルを回避するために「言いたくなければ言わなくても良い」と伝えたほうがベターですし、よほどの必要がない限り HIV や B 型肝炎などの情報を聞くのは避ける必要があります。

健康状態を尋ねることに心理的抵抗がある場合は、「健康に関する告知書」などの書式を作成するなど工夫をこらして情報収集につとめましょう。

※「健康に関する告知書」のひながたにつきましては、社会保険労務士法人出口事務所ホームページ「会員専用ページ」の中にございます。ログイン・パスワードを紛失された方は担当者までご連絡ください。

## ■ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しの全体像

### 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されるほか、**給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされます**（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されるほか、対象となる**配偶者の合計所得金額の要件が38万円超123万円以下とされます**（改正前：38万円超76万円未満）。

### 2 扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が**源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされます**。

また、**同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされます**。



注。「源泉控除対象配偶者」とは、居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る）の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者をいいます。  
また、「同一生計配偶者」とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。

### 3 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」に改められることから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされます。

なお、「**給与所得者の配偶者特別控除申告書**」と兼用様式となっている「**給与所得者の保険料控除申告書**」は、上記の改正に伴い、「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」とは、分離されることになっています。

また、次の申告書についても記載事項の見直しが行われます。

- ・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
- ・「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- ・「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」

※各種様式の確定版の国税庁ホームページへの掲載は、例年通り9月末頃を予定しているようですが、その前に、各種様式の未定稿版（年末調整時に必要となる様式を除きます。）を7月末頃に同ページに掲載する予定とのことです。



この改正が、最初に企業実務に影響するのは、一般的に、平成30年1月に社員に支払う給与から所得税を源泉徴収する際ということになります（上記2の扶養親族等の数の数え方の変更の影響があります）。